

退職所得となる場合、この申告書の提出がありませんと、一時金の20.42%相当額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

年 月 日 豊能 税務署長 市町村長 殿	年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書										ご退職された年の 1月1日時点のご住所をご記入下さい							
現住所		△△市 △△町 ○-○○																
氏名		■■■■			個人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
その年の1月1日現在の住所		現住所と	同じ	相違する場合は 右にご記入ください			〒 △△△ - △△△△		○○都 ○○区○○ ○-○○-○○									
支払者 所在地		大阪府豊中市 新千里西町1-1-3			名称		受託者 三井住友信託銀行株式会社					法人番号 2010001146005						

このA欄には、すべての人が記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB欄以下の各欄には記載する必要はありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けたこと となった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける 退職手当等についての勤続期間	自	至	年数	
	② 退職の 区分	一般		生活 扶助	有	無	無
	うち特定役員等勤続期間	無					
	うち短期勤続期間	年 月 日 年 月 日 年					

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④	1	本年中に支払を受けた 他の退職手当等	勤続期間(自)	勤続期間(至)	年数	収入金額	源泉徴収税額	市町村民税	道府県民税
			うち 特定役員等	年 月 日	年 月 日	年	円	円	円	円
			うち 短期	年 月 日	年 月 日	年	円	円	円	円
			受給資格取得年月日	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地・名称				
	年 月 日	年 月 日	一般	障害						
	2	本年中に支払を受けた 他の退職手当等	勤続期間(自)	勤続期間(至)	年数	収入金額	源泉徴収税額	市町村民税	道府県民税	
		うち 特定役員等	年 月 日	年 月 日	年	円	円	円	円	
		うち 短期	年 月 日	年 月 日	年	円	円	円	円	
		受給資格取得年月日	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地・名称					
	年 月 日	年 月 日	一般	障害						
	3	本年中に支払を受けた 他の退職手当等	勤続期間(自)	勤続期間(至)	年数	収入金額	源泉徴収税額	市町村民税	道府県民税	
		うち 特定役員等	年 月 日	年 月 日	年	円	円	円	円	
うち 短期		年 月 日	年 月 日	年	円	円	円	円		
受給資格取得年月日		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地・名称						
年 月 日	年 月 日	一般	障害							
⑤	③と④の通算勤続期間			自	至	年数				
	うち特定役員等勤続期間			年 月 日	年 月 日	年				
	うち一般勤続期間との重複勤続期間			年 月 日	年 月 日	年				
	うち短期勤続期間との重複勤続期間			年 月 日	年 月 日	年				
	うち全重複勤続期間			年 月 日	年 月 日	年				
	うち短期勤続期間			年 月 日	年 月 日	年				
	うち一般勤続期間との重複勤続期間			年 月 日	年 月 日	年				

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内(令和4年3月以前の支給の場合は14年内))に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥	受給資格取得年月日	勤続期間(自)	勤続期間(至)	退職の 区分	支 払 者			
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	一般	所在地			
		収入金額	源泉徴収税額	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	障害	名称	
		円	円	円	円	年 月 日			
⑦	①又は⑥の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間			自	至	年数			
	①うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間			年 月 日	年 月 日	年			
	⑥うち短期勤続期間との重複勤続期間			年 月 日	年 月 日	年			
				年 月 日	年 月 日	年			

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧	Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	至	年数	⑩ ⑧又は⑨の勤続期間のうち、⑧又は⑨は⑩の勤続期間だけからなる部分の期間	自	至	年数		
			年 月 日	年 月 日	年		年 月 日	年 月 日	年		
			うち 特定役員等勤続期間	年 月 日	年 月 日		年	⑩うち 特定役員等勤続期間	年 月 日	年 月 日	年
			うち 短期勤続期間	年 月 日	年 月 日		年	⑩うち 短期勤続期間	年 月 日	年 月 日	年
	⑨	Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自	至	年数	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自	至	年数		
			年 月 日	年 月 日	年		年 月 日	年 月 日	年		
			うち 特定役員等勤続期間	年 月 日	年 月 日		年	⑪うち⑧と⑩の通算期間	年 月 日	年 月 日	年
			うち 短期勤続期間	年 月 日	年 月 日		年	⑪うち⑨と⑩の通算期間	年 月 日	年 月 日	年